

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

平成25年6月4日(火曜日)午前10時03分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第2号 平成24年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

- 日程第 4 報告第 4 号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について
報告第 5 号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について
議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について
議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について
議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
議案第48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第50号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第51号 市道路線の変更について
議案第52号 市道路線の認定について
議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について
- 日程第11 政治倫理条例検討特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2 号 平成24年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 3 号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 4 号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について
報告第 5 号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第 7 議案第 4 2 号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について
議案第 4 3 号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について
議案第 4 4 号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について
議案第 4 5 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 6 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 5 1 号 市道路線の変更について
議案第 5 2 号 市道路線の認定について
議案第 5 3 号 市道路線の認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について
- 追加日程第 1 議案第 5 4 号の撤回の件
- 日程第 1 1 政治倫理条例検討特別委員会の設置について

開 会 午前 1 0 時 0 3 分

○議長（鈴木良道君）

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成25年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、6番 小松 崎 誠君、7番 加 固 豊 治 君、8番 佐 藤 文 雄 君 を 指 名 いた します。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時07分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の所管事務調査の調査経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成25年第1回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、4月23日に委員会を開催いたしました。

調査事項としては、（1）千代田庁舎の災害復旧に関する事項中、議場の改修について、（2）総務委員会の所管に関する事項中、市の外郭団体の人事について、（3）職員の教育に関する事項中、職員の不祥事について、（4）財産の管理に関する事項中、①公用車の管理について、②公共施設の運用についてであります。

調査をするに当たりましては、執行部より市長及び副市長並びに担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

委員会の調査経過並びに概要については、会議録のとおりであります。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成25年第1回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成25年5月8日及び5月20日に委員会を開催いたしました。

5月8日の委員会では、文教厚生委員会の所管に関する事項として、保育所の民設民営化について、国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項として、特定健康診査等実施計画について、5月20日の委員会では、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として行いました、敬老祝い金について、執行部より担当部課長等の説明を求め、慎重に調査を行いました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の閉会中の所管事務調査の経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成25年第1回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定された調査項目について、5月21日に委員会を開き、調査を行いました。

調査事件としては、（1）地域再生計画、道路整備交付金について（2）平成25年4月23日発生の遅霜による農作物被害について、（3）かすみがうら市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の一部改正について、以上3件を議題とし、調査を行いました。

調査するに当たっては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

なお、委員会の調査の経過並びに概要については、配付されております委員会会議録に記載したとおりであります。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、請願第1号 TPPに参加しないことを求める請願の1件であり、所管であります産業建設委員会に付託いたしましたので、ご報告を申し上げます。

また、陳情等1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、平成25年第1回定例会会議録並びに平成25年第1回臨時会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成25年2月から4月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

日程第 3 報告第 2 号及び報告第 3 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 3、報告第 2 号 平成24年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第 3 号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての 2 件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております 2 件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 2 号から報告第 3 号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、報告第 2 号 平成24年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第 3 号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれの会計において別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告をするものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 2 号及び報告第 3 号の報告を終了いたします。

日程第 4 報告第 4 号及び報告第 5 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 4、報告第 4 号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について及び報告第 5 号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算についての 2 件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております 2 件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 4 号から報告第 5 号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第 4 号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業決算並びに報告第 5 号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算につきましては、地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 4 号及び報告第 5 号の報告を終了いたします。

日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について

○議長（鈴木良道君）

日程第 5、報告第 6 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

ただいま議題となっております報告第6号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第6号 専決処分報告について。

市有地に工作物を無断で設置し、本市から再三の撤去の求めに応じない相手方に対し、専決処分により、工作物撤去土地明け渡し請求の訴えを水戸地方裁判所土浦支部に提起したことを、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第6号の報告を終了いたします。

日程第 6 承認第 1号及び承認第 2号

○議長（鈴木良道君）

日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて及び承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについての2件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました承認第1号から承認第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）並びに承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例並びにかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成25年3月31日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

承認第1号、第2号について説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、先ほど市長から説明がありましたように、地方税法の改正に伴いまして、平成25年3月31日に市税条例の一部を改正し、専決処分しましたので、ご承認をお願いするものであります。

主な改正内容につきましては、市税の延滞金の割合を、国税の見直しと同様に引き下げる改正であります。引き下げ割合を現在の状況で申し上げますと、1カ月以内の場合には4.3%から3%に、1カ月を過ぎた場合には14.6%を9.3%に引き下げるものであります。

次に、平成25年1月から25年間の期限つきで所得税の納税義務者に復興特別所得税が課税されることに伴いまして、個人市民税の寄附金税額控除について見直しを行うものであります。

さらに、個人市民税における住宅ローンの税額控除の適用期限を4年間延長するとともに、控除限度額を5万8500円から8万1900円に増額する改正を行うものであります。

また、特定事業等による仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置の廃止が、主な改正内容でございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からとなりますが、延滞金の割合及び寄附金控除の関係につきましては平成26年1月1日から、住宅ローン減税の関係につきましては、平成27年1月1日からということでございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、先ほど市長から説明がありましたように、地方税法の改正に伴いまして、平成25年3月31日に国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分しましたので、ご承認をお願いするものであります。

主な改正内容につきましては、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合に、国民健康保険の世帯別均等割額及び平等割額を軽減するための所得の算定の特例制度が、本年3月で期限切れとなりますことから、この制度を恒久化する改正を行うほか、特定世帯となつてからの5年間については、世帯別平等割額を2分の1軽減する制度がありますが、5年を経過した後の3年間につきましても、軽減割合を4分の1とする措置を講ずるための改正を行ったものであります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としたものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、承認第1号及び第2号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の6月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第42号ないし議案第46号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定についてないし議案第46号

かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの5件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第42号から議案第46号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定についてご説明を申し上げます。

市長等が自己の権限または地位による影響力を不正に行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めるため、条例の制定をするものであります。

次に、議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定についてご説明を申し上げます。

職員の職務執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、条例を制定するものであります。

次に、議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定についてご説明申し上げます。

子ども支援法の規定に基づき、設置する「かすみがうら市子ども・子育て会議」に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改良土による埋め立て等を規制し、市民の良好な生活環境を保全するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

所期の目的を達成したかすみがうら市光をそそぐ交付金基金を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第42号及び議案第46号について説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、健全なる市政の発展に寄与することを目的とし、新たにこの条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、平成22年度に国から交付された地域活性化交付金の一部を財源に造成したものであり、交付金の事業としまして総額2650万円で、図書館グレードアップ事業として視聴覚機器等の購入及び図書の購入に1600万円を充て、残額の1050万円をかすみがうら市光をそそぐ交付金基金として積み立て、平成23年度及び24年度にDV対策としてハートフル相談員の設置及び図書館司書の増員にかかる財源として、積立金の全額1050万円を基金から繰り入れまして、全ての事業に充当することができたので廃止するものでございます。

なお、この事業につきましては、25年度も引き続き実施しております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第43号についての説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、職員の職務に係る倫理の確立及び保持に資するために必要な事項を定めることにより、公務に対する市民の信頼を確保するため、この条例を提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第44号について説明を求めます。

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定についてご説明いたします。

趣旨説明でございますが、子ども・子育て支援法が平成24年8月に成立されました。その中の第77条第1項の規定に基づき、市子ども・子育て会議を設置するものでございます。

内容につきましては、委員さんの任務としましては、市子ども・子育て支援事業の策定、変更に関する事。そして、子ども・子育て支援に関する施設の推進について必要な事項を調査、審議するというのが主な内容でございます。

計画書につきましては、27年度までに制定するというような内容になってございます。

また、委員につきましては15名以内ということで、市長が委嘱するという事で、子どもの保護者、関係者団体等々の中から選任するようになっています。

任期は2年となっております。

また、委員さんの職でございますが、非常勤ということで委嘱するようになっています。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第45号について説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の目的は、現在、市が規制していますのは500平方メートル以上、5,000平方メートル未満の埋め立て等の事業であります。

さらに、5,000平方メートル以上の事業については茨城県が規制しております。

このような現状の中で、500平方メートル未満の小規模な埋め立て事業については、現行規制の対象外であるため、市への届け出も許可もなく改良土による埋め立てが行われている現状であります。行政指導が及ばないことから、市民の不安や生活環境へ与える影響が大変懸念されるところであります。

このようなことから、規制強化を図り、改良土による埋め立てを規制し、市民の生活環境を保全するため、事業者、土地の所有者に対して的確に指導できるよう、また地域住民の理解を十分に得た中で事業を展開していただけるよう、条例の改正をお願いするものであります。

改正の条項といたしましては、2条及び8条であり、改良土については500平方メートル未満も規制の対象とするという改正でございます。

施行は、平成25年7月1日を予定しております。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の6月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第47号ないし議案第50号

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）ないし議案第50号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第47号から議案第50号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3749万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億8749万6000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、有利な起債を活用することにより、当初よりも規模を拡大して事業を実施する千代田地区防災無線整備工事、県補助金等を財源に、民間事業者による保育所整備に対しての私立保育所事業に係る補助金の計上などであります。

次に、議案第48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2397万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4717万2000円とするものです。

主な内容は、利子負担額の軽減を図るため、被災地特例により、年利4%以上の地方債を繰上償還及び利率の低い地方債へ借りかえを行うものであります。

次に、議案第49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8138万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億7698万5000円とするものです。

内容は、利子負担額の軽減を図るため、被災地特例により、年利4%以上の地方債を繰上償還及び利率の低い地方債へ借りかえを行うものであります。

次に、議案第50号 平成25年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入の既決予定額3億600万1000円に企業債1億510万円を増額し、その総額を4億1110万1000円とし、資本的支出の既決予定額を6億2269万3000円に、企業債償還金1億532万4000円を増額し、その総額を7億2801万7000円とするものであります。

内容は、利子負担額の軽減を図るため、被災地特例により、年利4%以上の地方債を繰上償還及び利率の低い企業債へ借りかえを行うものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第47号ないし第49号についての説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3749万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を159億8749万6000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、国からの交付金としまして、道整備交付金事業に際し、地域活性化・雇用創出臨時交付金2483万9000円。

同じく補助金としまして、消防自動車、消防ポンプ車購入に際し、防衛施設周辺民生安定施設

整備事業補助金924万2000円、セーフティーネット支援対策等事業費補助金63万円。

県補助金としまして、民設保育所2カ所の設置に対して、安心こども支援事業費補助金1億4359万円、道整備交付金事業の用地費測量業務委託といたしまして、地域の元気臨時交付金2483万9000円。繰越金9003万円。諸収入としまして、祭り備品購入としまして、自治総合センターコミュニティ助成金500万円、消防団員退職報償金976万5000円。市債として、水道事業会計出資債2360万円、防災無線整備事業債1億1270万円、消防自動車整備事業債1810万円を計上するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、民設保育所2カ所に対する補助金2億1538万5000円、千代田地区防災無線整備工事費1億1272万円、市道に係る測量業務委託3104万9000円、東消防署の消防ポンプ自動車整備費として2940万6000円、旧公営企業金融公庫資金借り入れ利率4%以上の借りかえ2375万8000円、消防団退職報償金976万5000円、2行政区への祭り備品助成500万円を追加計上いたしました。

続きまして、議案第48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案の主な内容としましては、特定被災地方公共団体である本市が、過去に旧公営企業金融公庫資金から借り入れた利息4%以上の起債を、保証金なしで低利なものに借りかえるものでございます。

歳入につきましては、公共下水道事業債の借換債8460万円、特定環境公共事業下水道の借換債2800万円、流域下水道事業の借換債1020万円のほか、前年度繰越金が117万2000円です。

歳出につきましては、公共事業の借りかえ元金8498万8000円、特定環境保全公共下水道事業の借りかえ元金2831万7000円、流域下水道事業の借りかえ元金1066万7000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ1億2397万2000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案の主な内容としましては、特定被災地方公共団体である本市が、過去に旧公営企業金融公庫の資金から借り入れた利息、年利4%以上の起債を保証金なしで低利なものに借りかえるものでございます。

歳入について、農業集落排水事業の借換債8090万円のほか、前年度繰越金が48万5000円。

歳出につきましては、農業集落排水事業の借りかえ元金8138万5000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ8138万5000円を追加する内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第50号についての説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

それでは、今回のかすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、本市が特定被災地方公共団体に該当しますことから、平成25年度限りの措置といたしまして、上水道事業が旧公営企業金融公庫資金から借り入れております年利4%以上の地方債につきまして、保証金免除、繰上償還を行えることとなりましたので、9月の前期企業債償還時にあわせまして、繰上償還及び借りかえを行います。

企業債償還に伴う利子負担の軽減を図るため、補正予算を計上するものでございます。

なお、年利4%以上に該当するものは、6件でございます。

繰上償還額につきましては1億532万3117円であります。

各債権ごとに10万円未満を切り捨てまして、市中金融機関から借り入れをする予定にしております。

当初予算の第4条資本的収入既決予定額3億600万1000円に、上水道事業借換債分1億510万円を加えまして、総収入予定額を4億1110万1000円にするとともに、資本的支出既決予定額6億2269万3000円に繰上償還分1億532万4000円を加えまして、総支出予定額を7億2801万7000円とするものです。

また、予算第4条、本文括弧文書中、過年度分損益勘定留保資金3億1669万2000円を3億1691万6000円に改めるものです。

借りかえ分1億510万円と繰上償還分1億532万4000円分の差額につきましては、借りかえを各債権ごとに行うこととなるためでございます。

さらに、予算第5条で定めました企業債限度額2億4600万円に、借りかえに伴う上水道事業借換債1億510万円を加えまして、企業債限度額を3億5110万円に改めるものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の6月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第 5 1 号ないし議案第 5 3 号

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第51号 市道路線の変更についてないし議案第53号 市道路線の認定についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第51号から議案第53号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第51号 市道路線の変更につきましては、下稲吉地内の開発行為により路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号及び53号につきましては、市道路線の認定につきまして、下稲吉地内の道路改良工事計画により整備する路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第51号ないし議案第53号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第51号 市道路線の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、下稲吉地内に位置し、介護老人保健施設の建設に伴い、市道8-0755号線の一部について用途を廃止し、同路線の一部を変更するものであります。

よって、路線の変更をするため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第52号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、下稲吉地内に位置し、下稲吉小学校への通学路にかかわり道路新設により整備するため、市道8-2903号線として認定するものであります。

よって、市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第53号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、下稲吉地区に位置し、成城台地内による雨水管施設用地を活用し、道路舗装新設として整備するため、市道8-2904号線として認定するものであります。

よって、市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の6月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第10、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についてを議題といたします。
提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時12分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更については、撤回をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から、本日6月4日に提出した、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更については、本日6月4日付をもって撤回したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件を、直ちに日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件を、直ちに日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第54号の撤回の件

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更については、諸般の事情により撤回をするものであります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第54号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についての撤回の件については、これを承認することに決しました。

日程第11 政治倫理条例検討特別委員会の設置について

○議長（鈴木良道君）

日程第11、政治倫理条例検討特別委員会の設置についてを議長発議により議題といたします。

この特別委員会は、先般の全員協議会の議員の総意により方針が示されたことを受け、その後の議会運営委員会において、議長を除く全議員で構成する政治倫理条例検討特別委員会の設置が答申されたことから、先例により、議長発議により提案するものであります。

お諮りいたします。

議員の政治倫理条例の調査・研究のため、議長を除く全議員で構成する政治倫理条例検討特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中もなお検討することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員の政治倫理条例の調査・研究のため、議長を除く全議員で構成する政治倫理条例検討特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中もなお検討することに決しました。

ただいま設置されました政治倫理条例検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を増築棟2階第5会議室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時33分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に、政治倫理条例検討特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に加固豊治君、副委員長に小松崎 誠君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月5日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時35分